

社会福祉法人直方市援護会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直方市援護会（以下「当法人」という）の定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬等の算定方法)

第2条 役員に対する報酬等の額は、別表1に定めるものとする。

2 役員が職務のため出張したときは、別に定める旅費支給規程に基づき旅費を支給する。

(公表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和6年7月1日より適用する。

この規程は、令和7年7月1日より適用する。

別表1（役員報酬）

区 分	支 給 月	金 額
理 事 長	7 月	120,000円
	12月	120,000円